

平成23年度

宮崎県における中小企業の労働事情

— 中小企業労働事情実態調査報告書 —

宮崎県中小企業団体中央会

はじめに

我が国の景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが現れています。しかし、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、回復力の弱まっている海外景気が下振れた場合や為替レート、株価の変動等によっては、景気が下振れするリスクが存在するなど、経済の先行きは依然として不透明な状態です。

また、本県におきましては、昨年4月に発生した口蹄疫や今年1月に発生した新燃岳噴火などの影響により、業種を問わず県内経済に大きな打撃を及ぼす事態となりました。一部に緩やかな景気の持ち直しの動きがみられるものの、公共投資の減少、個人消費が低調に推移するなど、やはり厳しい状況が続いています。

本会では、このような景況の中での中小企業における労働事情を的確に把握するため、今年も労働事情実態調査を実施しました。

この調査報告書が県内中小企業の労働事情の現状把握と労働関係対策の一助となれば幸いです。

最後に、この調査に御協力いただきました関係組合並びに調査対象事業所各位に対し、深く感謝するとともに、今後も御協力いただきますよう併せてお願いいたします。

平成23年10月

宮崎県中小企業団体中央会

目 次

I	調査の概要	1
1	調査の目的	1
2	調査の実施方法	1
(1)	調査方法	1
(2)	調査機関	1
(3)	調査対象の選定	1
(4)	調査数	1
(5)	調査内容	1
(6)	調査時点	1
3	調査結果の報告	1
II	回答事業所の概要	2
1	調査票の回収状況	2
2	回答事業所の内訳	2
III	調査結果の概要	3
1	従業員の構成	3
2	労働組合の有無	4
3	経営に関する事項	4
(1)	経営状況（景況判断）	4
(2)	主要事業の今後の方針	6
(3)	経営上の障害	8
(4)	経営上の強み	9
(5)	東日本大震災による経営への影響	10
4	従業員の労働時間に関する事項	11
(1)	週の所定労働時間	11
(2)	月平均残業時間（従業員1人当たり）	11

5	従業員の有給休暇に関する事項	12
(1)	年次有給休暇の平均付与日数・取得日数	12
6	有期契約労働者に関する事項	14
(1)	有期契約労働者の雇用の有無	14
(2)	過去3年間の有期契約労働者から正社員への転換状況	19
(3)	過去3年間の雇止めの実施状況	21
7	新規学卒者の採用に関する事項	22
(1)	新規学卒者の採用の有無	22
(2)	卒業後3年以内の学卒者を新規学卒者に含めているか	25
(3)	平成24年3月の新規学卒者の採用計画	26
(4)	新規学卒者の初任給	27
8	賃金改定に関する事項	28
(1)	賃金改定の実地状況	28
(2)	平均昇給額・昇給率	29

《参考》平成23年度中小企業労働事情実態調査票

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適切な中小企業労働対策の樹立並びに時宜を得た宮崎県中小企業団体中央会の労働支援方針の策定に資することを目的とする。

2 調査の実施方法

(1) 調査方法

郵便調査

(2) 調査機関

宮崎県中小企業団体中央会

(3) 調査対象の選定

対象業種は、製造業は9業種（食料品、繊維・同製品、木材・木製品、印刷・同関連業、窯業・土石製品、化学工業、金属・同製品、機械器具、その他）、非製造業は6業種（情報通信業、運輸業、建設業、卸売業、小売業、サービス業）の15業種とし、規模別には、それぞれ従業員数に応じ1～9人、10～29人、30～99人、100～300人の4段階に分類して、調査対象とした。

(4) 調査数

調査対象事業所数は、800事業所（製造業300事業所、非製造業500事業所）

(5) 調査内容

- ア 経営に関する事項
- イ 賃金に関する事項
- ウ 雇用に関する事項
- エ 労働時間に関する事項
- オ その他労働に関する時々の重要事項

(6) 調査時点

平成23年7月1日現在

3 調査結果の報告

調査集計表に基づき報告書を作成し、中小企業組合、関係行政機関その他の関連団体等へ配布する。

II 回答事業所の概要

1 調査票の回収状況

調査対象800事業所のうち、有効回答数は、製造業と非製造業を合わせて546事業所で、回収率は、68.3%であった。

図表1 <実態調査回収率>

	製造業	非製造業	計
配布数	300	500	800
回答数	168	378	546
回収率	56.0%	75.6%	68.3%

2 回答事業所の内訳

規模別にみると、従業員「1～9人」は246事業所、「10～29人」は194事業所、「30～99人」は86事業所、「100～300人」は20事業所となっている。

図表2 <回答事業所数の内訳>

(単位：事業所)

		1～9人	10～29人	30～99人	100～300人	事業所数	構成比率
製造業	食料品	7	8	8	-	23	4.2%
	繊維・同製品	-	-	-	-	0	-
	木材・木製品	14	19	8	5	46	8.4%
	印刷・同関連	1	1	-	-	2	0.4%
	窯業・土石製	9	40	2	-	51	9.3%
	化学工業	2	1	1	-	4	0.7%
	金属・同製品	12	12	5	1	30	5.5%
	機械器具	-	-	2	-	2	0.4%
	その他	4	4	2	-	10	1.8%
	小計	49	85	28	6	168	30.8%
非製造業	情報通信業	-	-	-	-	0	-
	運輸業	1	9	11	5	26	4.8%
	建設業	101	58	21	4	184	33.7%
	卸売業	3	16	11	-	30	5.5%
	小売業	54	5	5	-	64	11.7%
	サービス業	38	21	10	5	74	13.6%
	小計	197	109	58	14	378	69.2%
合計	246	194	86	20	546	100.0%	
構成比率	45.1%	35.5%	15.8%	3.7%	100.0%		

Ⅲ 調査結果の概要

1 従業員の構成

従業員数（県計）は、12,719人（1事業所あたり平均労働者数23.3人）で、男女別にみると、男性は74.4%、女性は25.6%となっている。

図表3 <従業員数（男女別）>

	正社員		パートタイム労働者		派遣		アルバイト・その他		実数合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
宮崎県計	10,113	79.5%	1,367	10.7%	55	0.4%	1,184	9.3%	12,719	100.0%
男性	8,397	88.7%	277	2.9%	38	0.4%	752	7.9%	9,464	100.0%
女性	1,716	52.7%	1,090	33.5%	17	0.5%	432	13.3%	3,255	100.0%

常用労働者数（県計）は、11,925人（1事業所あたり平均常用労働者数21.8人）で、男女別にみると、男性は76.0%、女性は24.0%となっている。

図表4 <常用労働者数（業種別）>

	男性		女性		実数合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
宮崎県計	9,065	76.0%	2,860	24.0%	11,925	100.0%
製造業	2,913	79.4%	758	20.6%	3,671	100.0%
非製造業	6,152	74.5%	2,102	25.5%	8,254	100.0%

全労働者に占めるパートタイム労働者数（県計）は1,367人で、全従業員数は12,719人であるので、構成比率は10.7%となっている。男女比率は、男性20.3%、女性79.7%で圧倒的に女性比率が高い。

図表5 <パートタイム労働者の構成比（業種別）>

	男性		女性		実数合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
宮崎県計	277	20.3%	1,090	79.7%	1,367	100.0%
製造業	96	28.2%	244	71.8%	340	100.0%
非製造業	181	17.6%	846	82.4%	1,027	100.0%

2 労働組合の有無

労働組合（県計）が「ある」事業所は6.8%となっている。業種別にみると、製造業では6.0%、非製造業では7.1%となっており、非製造業の組織率の方が高い。

図表6 <労働組合の有無（業種別）>

	ある	ない
宮崎県計	6.8%	93.2%
製造業	6.0%	94.0%
非製造業	7.1%	92.9%

また、規模別にみると、労働組合がある事業所は、「100～300人」は20.0%、「30～99人」は14.0%、「10～29人」は5.7%で、従業員規模の大きさに比例して組織率が高くなっている。

図表7 <労働組合の有無（規模別）>

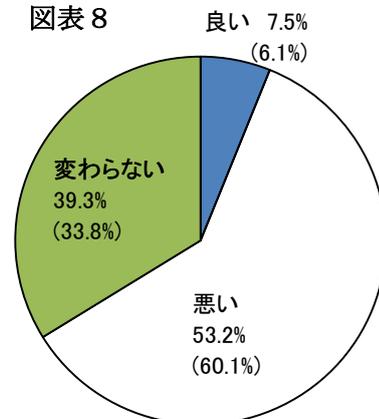
	ある	ない
宮崎県計	6.8%	93.2%
1～9人	4.1%	95.9%
10～29人	5.7%	94.3%
30～99人	14.0%	86.0%
100～300人	20.0%	80.0%

3 経営に関する事項

(1) 経営状況（景況判断）

現在の景況判断は、「良い」とする事業所は7.5%で、前年度の6.1%と比較すると、1.4ポイント増加し、「悪い」とする事業所は53.2%で、前年度60.1%と比べ、6.9ポイント減少している。金融危機や口蹄疫の影響を受けた昨年からは改善に向かっていることが窺える。しかし、未だ過半数を超える企業が前年に比べ経営状況が悪いと回答しており、安堵できない状況が続いている。

図表8



() 内は前年度

規模別に経営状況をみた場合、全体（県計）として「良い」が7.5%、「変わらない」が39.3%、「悪い」が53.2%となっており、どの規模もほぼ同じ傾向となっている。

業種別にみた場合、製造業では、「良い」割合が高い業種は金属・同製品20.0%、その他製造業20.0%、窯業・土石製品15.7%の順、「悪い」割合が高いのは、印刷・同関連100%、化学工業100%、機械器具100%、食料品56.5%の順となっている。非製造業では、「良い」割合が高いのは運輸業15.4%、卸売業10.0%の順、「悪い」割合が高いのは、運輸業61.5%、サービス業59.5%、建設業57.9%の順となっている。

いずれにしても、「悪い」割合が、製造業45.2%、非製造業56.8%と高くなっている。

図表9 <経営状況・景況判断（規模別・業種別）>

（上段：事業所数、下段：%）

		事業所数	良い	変わらない	悪い
全 国		18,043 100.0	1,807 10.0	6,956 38.6	9,280 51.4
宮 崎 県 計		545 100.0	41 7.5	214 39.3	290 53.2
	1 ～ 9人	246 100.0	10 4.1	89 36.2	147 59.8
	10 ～ 29人	193 100.0	16 8.3	78 40.4	99 51.3
	30 ～ 99人	86 100.0	13 15.1	41 47.7	32 37.2
	100～300人	20 100.0	2 10.0	6 30.0	12 60.0
製 造 業	食 料 品	23 100.0	2 8.7	8 34.8	13 56.5
	織 維 ・ 同 製 品	- -	- -	- -	- -
	木 材 ・ 木 製 品	46 100.0	2 4.3	30 65.2	14 30.4
	印 刷 ・ 同 関 連	2 100.0	- -	- -	2 100.0
	窯 業 ・ 土 石 製 品	51 100.0	8 15.7	20 39.2	23 45.1
	化 学 工 業	4 100.0	- -	- -	4 100.0
	金 属 ・ 同 製 品	30 100.0	6 20.0	9 30.0	15 50.0
	機 械 器 具	2 100.0	- -	- -	2 100.0
	そ の 他	10 100.0	2 20.0	5 50.0	3 30.0
	小 計	168 100.0	20 11.9	72 42.9	76 45.2

		事業所数	良い	変わらない	悪い
非 製 造 業	情報通信業	-	-	-	-
	運輸業	26 100.0	4 15.4	6 23.1	16 61.5
	建設業	183 100.0	7 3.8	70 38.3	106 57.9
	卸売業	30 100.0	3 10.0	11 36.7	16 53.3
	小売業	64 100.0	4 6.3	28 43.8	32 50.0
	サービス業	74 100.0	3 4.1	27 36.5	44 59.5
	小計	377 100.0	21 5.6	142 37.7	214 56.8

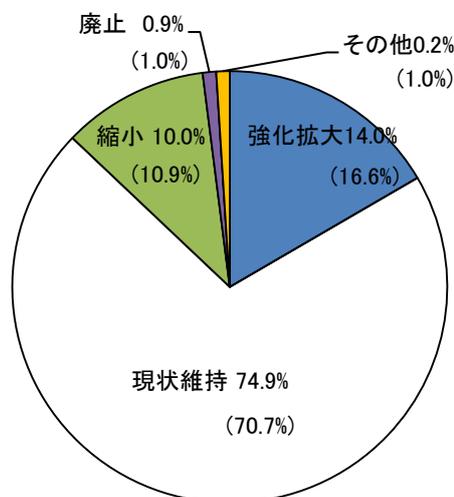
(2) 主要事業の今後の方針

現在行っている主要事業の今後の方針（県計）については、「強化拡大」とする企業は14.0%で、昨年の16.6%と比較すると2.6%減少している。また、「縮小」とする企業は10.0%（昨年10.9%）で0.9ポイント減少、「現状維持」とする企業は74.9%（昨年70.7%）で4.2ポイント増加となっている。主要事業について強化拡大よりも現状維持で今後の動向を見守る意識が強くなっていることが窺える。

規模別にみると、「1～9人」では78.3%、「10～29人」では72.2%、「30～99人」では72.6%、「100～300人」では68.4%の事業所が「現状維持」と回答しており、企業規模が小さいほどその意識が高いことが窺える。

業種別にみると、「現状維持」と回答した事業所は、製造業では67.7%、非製造業では78.0%で、非製造業が高くなっている。

図表10



() 内は前年度

図表 1 1

＜主要事業の今後の方針（規模別・業種別）＞

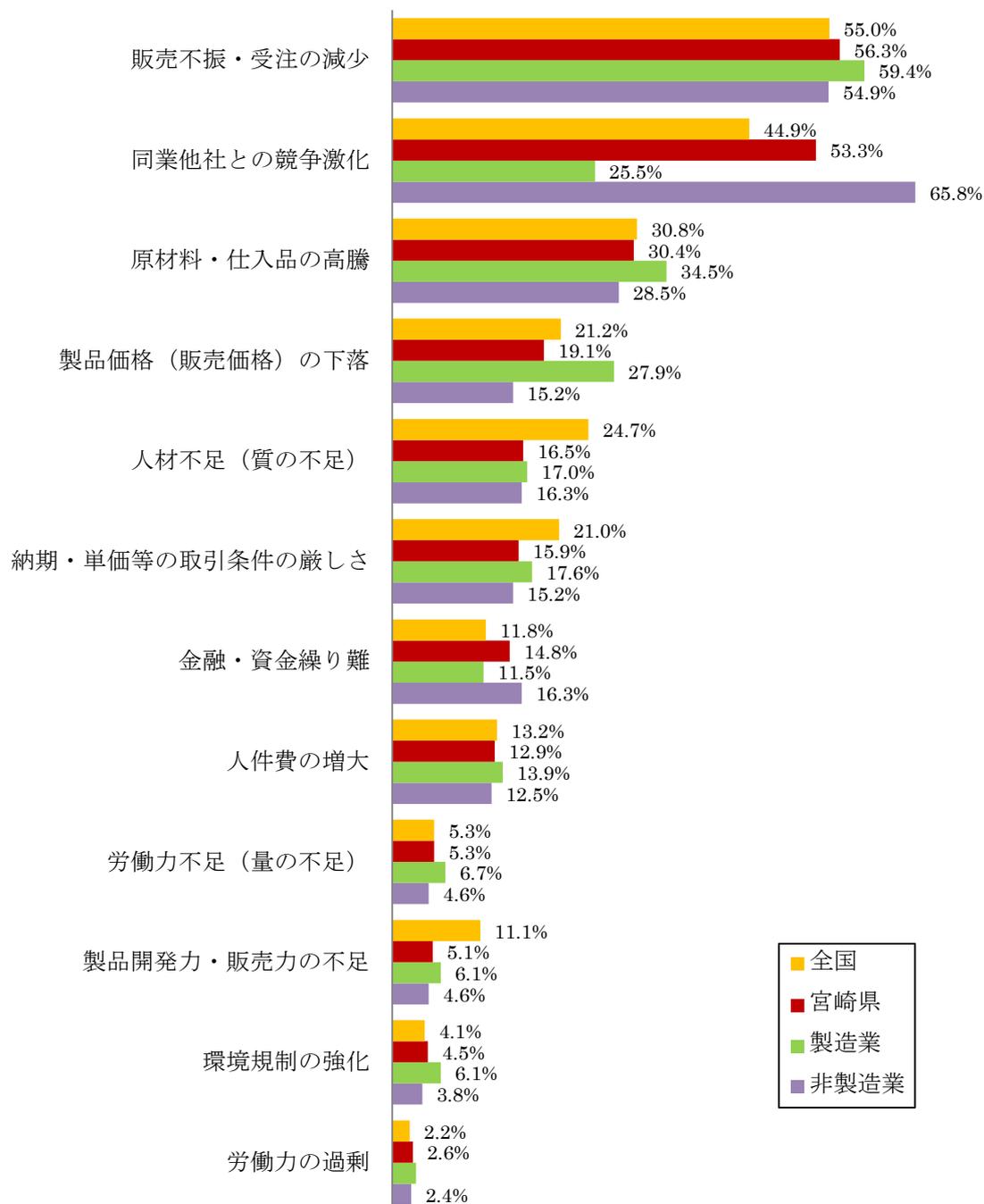
(上段:事業所数、下段:%)

		事業所数	強化拡大	現状維持	縮小	廃止	その他
全 国		17,823 100.0	4,256 23.9	12,046 67.6	1,293 7.3	129 0.7	99 0.6
宮 崎 県 計		530 100.0	74 14.0	397 74.9	53 10.0	5 0.9	1 0.2
	1 ～ 9人	240 100.0	26 10.8	188 78.3	21 8.8	5 2.1	- -
	10 ～ 29人	187 100.0	23 12.3	135 72.2	28 15.0	- -	1 0.5
	30 ～ 99人	84 100.0	20 23.8	61 72.6	3 3.6	- -	- -
	100～300人	19 100.0	5 26.3	13 68.4	1 5.3	- -	- -
製 造 業	食 料 品	22 100.0	8 36.4	14 63.6	- -	- -	- -
	織 維 ・ 同 製 品	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	木 材 ・ 木 製 品	45 100.0	9 20.0	34 75.6	1 2.2	1 2.2	- -
	印 刷 ・ 同 関 連	2 100.0	- -	1 50.0	1 50.0	- -	- -
	窯 業 ・ 土 石 製 品	50 100.0	4 8.0	30 60.0	16 32.0	- -	- -
	化 学 工 業	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	- -	- -
	金 属 ・ 同 製 品	28 100.0	6 21.4	20 71.4	2 7.1	- -	- -
	機 械 器 具	1 100.0	- -	1 100.0	- -	- -	- -
	そ の 他	9 100.0	2 22.2	7 77.8	- -	- -	- -
	小 計	161 100.0	30 18.6	109 67.7	21 13.0	1 0.6	- -
非 製 造 業	情 報 通 信 業	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	運 輸 業	26 100.0	2 7.7	24 92.3	- -	- -	- -
	建 設 業	180 100.0	17 9.4	138 76.7	23 12.8	1 0.6	1 0.6
	卸 売 業	29 100.0	6 20.7	21 72.4	2 6.9	- -	- -
	小 売 業	62 100.0	7 11.3	51 82.3	2 3.2	2 3.2	- -
	サ ー ビ ス 業	72 100.0	12 16.7	54 75.0	5 6.9	1 1.4	- -
	小 計	369 100.0	44 11.9	288 78.0	32 8.7	4 1.1	1 0.3

(3) 経営上の障害（3項目以内複数回答）

県全体では、全国とほぼ同様の傾向を示し「販売不振・受注の減少」が56.3%、次いで「同業他社との競争激化」53.3%、「原材料・仕入品の高騰」30.4%、「製品価格（販売価格）の下落」19.1%となっており、減収減益の傾向にあることが窺える。業種別にみても上位項目に変化はなく、同様の傾向である。

図表 1 2 <経営上の障害（業種別）>



(4) 経営上の強み（3項目以内複数回答）

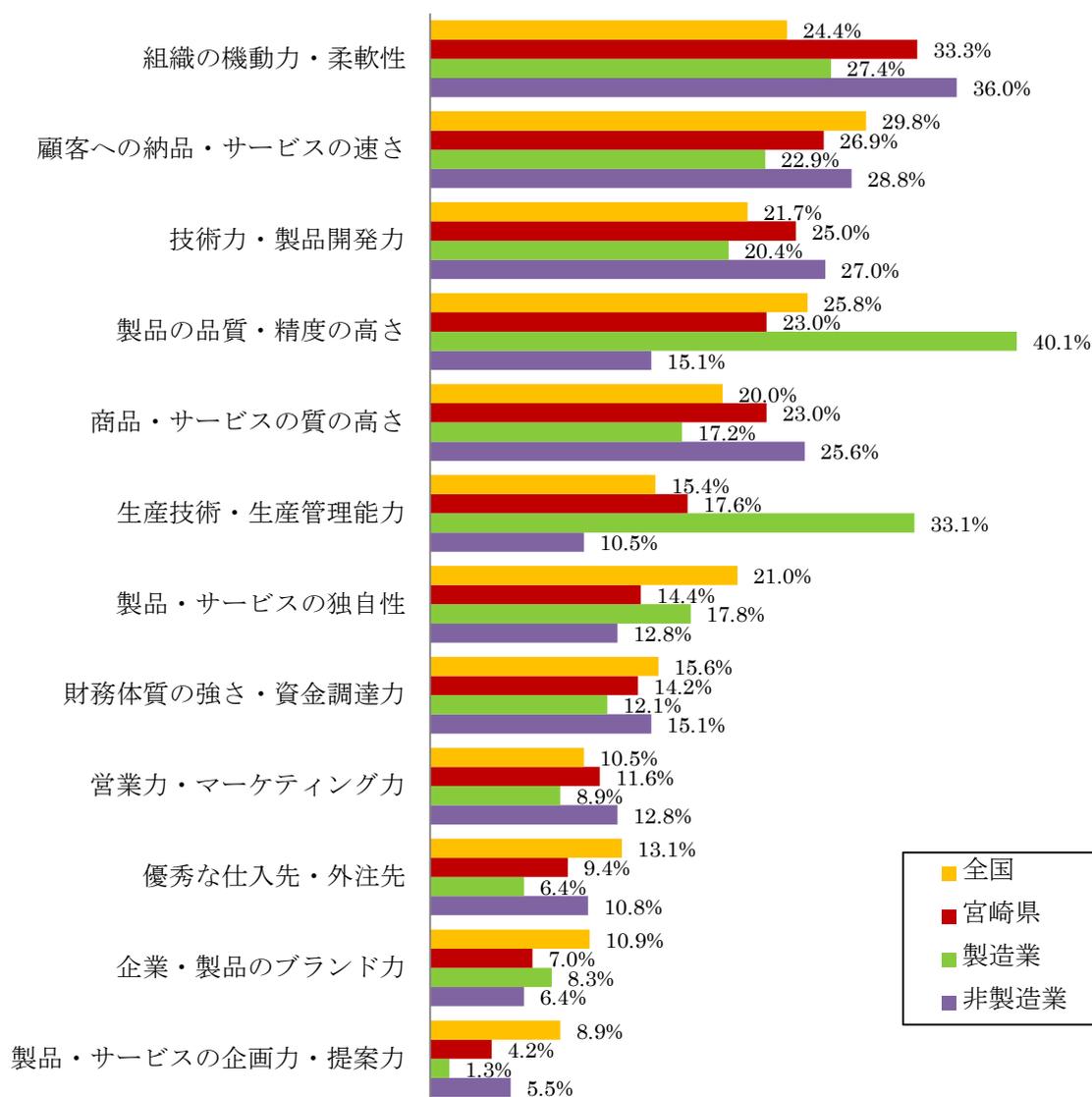
県全体では、「組織の機動力・柔軟性」が33.3%で最も多く、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」が26.9%、「技術力・製品開発力」25.0%、「製品の品質・精度の高さ」「商品・サービスの質の高さ」23.0%の順となっている。

業種別にみると、製造業では「製品の品質・精度の高さ」が40.1%で最も多く、次いで「生産技術・生産管理能力」33.1%、「組織の機動力・柔軟性」27.4%、「顧客への納品・サービスの速さ」22.9%、「技術力・製品開発力」20.4%の順となっている。

非製造業では、「組織の機動力・柔軟性」が36.0%で最も多く、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」28.8%、「技術力・製品開発力」27.0%、「商品・サービスの質の高さ」25.6%の順となっている。

図表 1 3

<経営上の強み（業種別）>



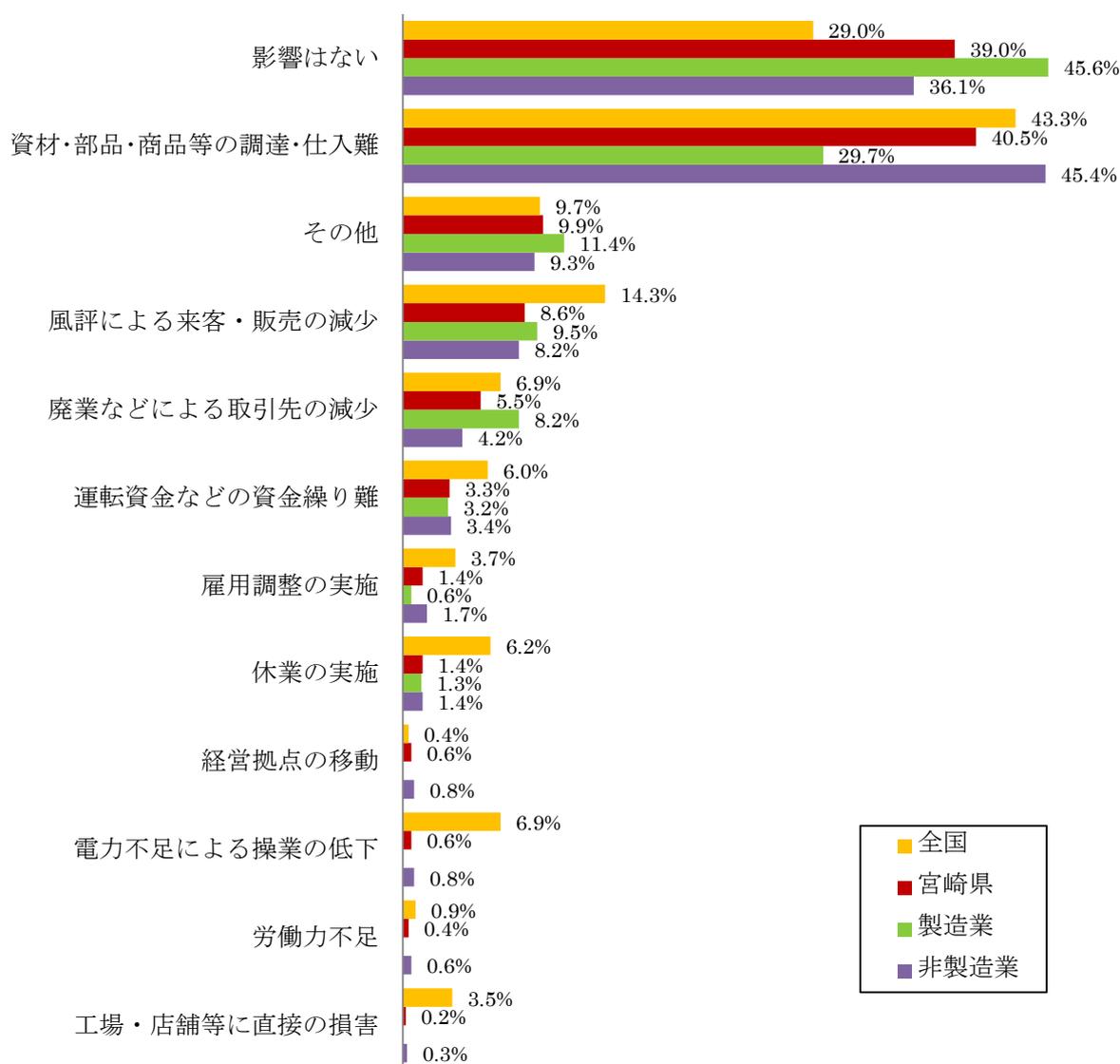
(5) 東日本大震災による経営への影響（複数回答）

県全体では、「資材・部品・商品等の調達・仕入難」が40.5%で最も多く、次いで「風評による来客・販売の減少」が8.6%、「廃業などによる取引先の減少」5.5%の順となっている。

全国の状況と比べても上位項目に変化はないが、「電力不足による操業の低下」「運転資金などの資金繰り難」「休業の実施」といった直接的影響を殆ど受けていないことが、全国の「影響はない」29.0%、本県39.0%の差になったものと思われる。

業種別にみても上位項目に変化はなく、同様の傾向である。

図表 1 4 <東日本大震災による経営への影響（業種別）>



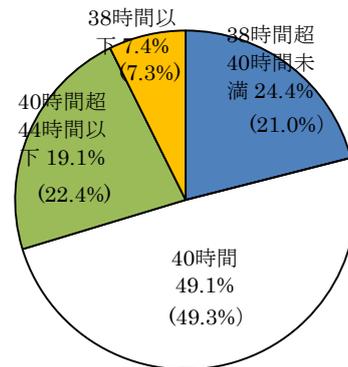
4 従業員の労働時間に関する事項

(1) 週の所定労働時間

週の所定労働時間（県計）は、「38時間以下」が7.4%、「38時間超40時間未満」が24.4%、「40時間」が49.1%で、労働基準法で規定される「週40時間」以下の事業所は80.9%（前年度77.6%）と3.3ポイント増加している。

規模別では規模が大きいほど所定労働時間が短い傾向に、業種別では製造業、非製造業ともにほぼ同じ傾向にある。

図表 1 5



() 内は前年度

図表 1 6 <従業員の週所定労働時間（規模別・業種別）>

(上段：事業所数、下段：%)

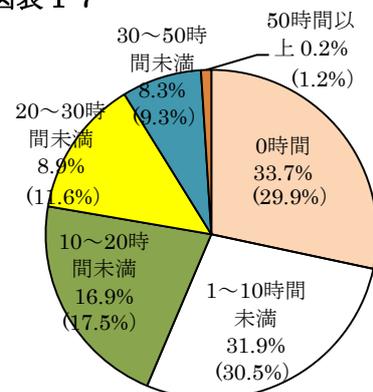
	事業所数	38時間以下	38時間超40時間未満	40時間	40時間超44時間以下
全 国	17,658	2,000	4,977	8,441	2,240
	100.0	11.3	28.2	47.8	12.7
宮 崎 県 計	517	38	126	254	99
	100.0	7.4	24.4	49.1	19.1
1～9人	227	24	46	89	68
	100.0	10.6	20.3	39.2	30.0
10～29人	186	9	52	104	21
	100.0	4.8	28.0	55.9	11.3
30～99人	84	4	21	49	10
	100.0	4.8	25.0	58.3	11.9
100～300人	20	1	7	12	-
	100.0	5.0	35.0	60.0	-
製 造 業 計	161	12	40	85	24
	100.0	7.5	24.8	52.8	14.9
非 製 造 業 計	356	26	86	169	75
	100.0	7.3	24.2	47.5	21.1

(2) 月平均残業時間（従業員1人当たり）

月平均残業時間（県計）は、「0時間」の事業所が33.7%で最も多く、「1～10時間未満」の事業所が31.9%、続いて「10～20時間未満」の事業所が16.9%となっている。

業種別でみると、製造業の「1～10時間未満」が32.7%、非製造業の「0時間」の36.3%が最も多くなっている。

図表 1 7



() 内は前年度

図表 18 <月平均残業時間（従業員 1 人当たり）（業種別）>

（上段：事業所数、下段：％）

		事業所数	0時間	1～10時間 未満	10～20時間 未満	20～30時間 未満	30～50時間 未満	50時間 以上
全 国		17,411 100.0	5,326 30.6	5,170 29.7	3,289 18.9	2,027 11.6	1,336 7.7	263 1.5
宮 崎 県 計		504 100.0	170 33.7	161 31.9	85 16.9	45 8.9	42 8.3	1 0.2
製 造 業	食 料 品	22 100.0	7 31.8	8 36.4	3 13.6	3 13.6	1 4.5	-
	繊 維 ・ 同 製 品	-	-	-	-	-	-	-
	木 材 ・ 木 製 品	45 100.0	20 44.4	11 24.4	10 22.2	3 6.7	1 2.2	-
	印 刷 ・ 同 関 連	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-
	窯 業 ・ 土 石 製 品	49 100.0	10 20.4	22 44.9	11 22.4	5 10.2	1 2.0	-
	化 学 工 業	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0	-
	金 属 ・ 同 製 品	29 100.0	4 13.8	7 24.1	9 31.0	5 17.2	4 13.8	-
	機 械 器 具	2 100.0	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-
	そ の 他	10 100.0	3 30.0	3 30.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0	-
	小 計	162 100.0	46 28.4	53 32.7	36 22.2	17 10.5	10 6.2	-
非 製 造 業	情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 業	22 100.0	2 9.1	1 4.5	1 4.5	6 27.3	12 54.5	-
	建 設 業	176 100.0	62 35.2	65 36.9	28 15.9	14 8.0	6 3.4	1 0.6
	卸 売 業	26 100.0	5 19.2	9 34.6	3 11.5	4 15.4	5 19.2	-
	小 売 業	52 100.0	30 57.7	13 25.0	6 11.5	1 1.9	2 3.8	-
	サ ー ビ ス 業	66 100.0	25 37.9	20 30.3	11 16.7	3 4.5	7 10.6	-
	小 計	342 100.0	124 36.3	108 31.6	49 14.3	28 8.2	32 9.4	1 0.3

5 従業員の有給休暇に関する事項

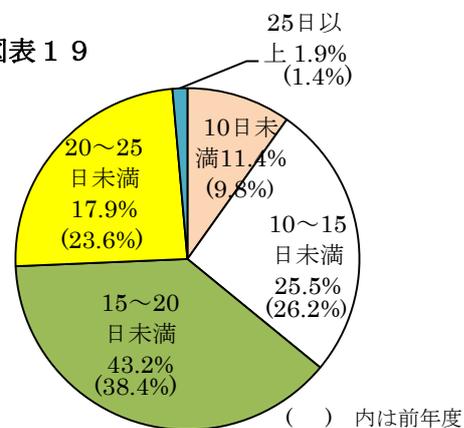
(1) 年次有給休暇の平均付与日数・取得日数

従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数（県計）は、「15～20日未満」の事業所が 43.2%と最も多く、次いで「10～15日未満」が 25.5%、「20～25日未満」17.9%の順となっている。

また、有給休暇の付与日数が 10 日以上（10日未満を除く）の事業所は、全体の約 90%に及んでいる。

規模別にみても上位は同じようになっている。

図表 19



図表 2 0 <年次有給休暇の平均付与日数（従業員 1 人当たり）（規模別）>

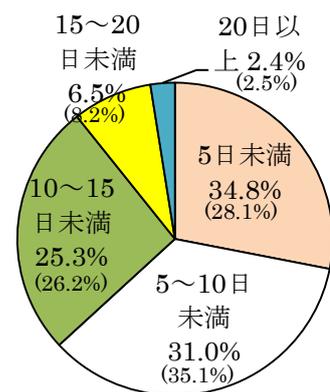
（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	10日未満	10～15日 未満	15～20日 未満	20～25日 未満	25日以上
全 国	14,585 100.0	1,410 9.7	3,431 23.5	6,777 46.5	2,674 18.3	293 2.0
宮 崎 県 計	368 100.0	42 11.4	94 25.5	159 43.2	66 17.9	7 1.9
1～ 9人	120 100.0	21 17.5	37 30.8	28 23.3	32 26.7	2 1.7
10～ 29人	156 100.0	18 11.5	37 23.7	70 44.9	28 17.9	3 1.9
30～ 99人	73 100.0	3 4.1	13 17.8	51 69.9	5 6.8	1 1.4
100～300人	19 100.0	- -	7 36.8	10 52.6	1 5.3	1 5.3

年次有給休暇の平均取得日数（県計）は、「5日未満」の事業所が34.8%と最も多く、次いで「5～10日未満」が31.0%、「10～15日未満」が25.3%の順となっている。

有給休暇の取得日数が10日未満の事業所は、全体の65.8%と非常に高い割合を占めており、付与日数のデータも勘案すると、多くの事業所において有給休暇の未消化が生じている。そのため、ワーク・ライフ・バランスの観点からは、有給休暇の取得率の上昇を促進していく必要があると考えられる。

図表 2 1



（ ） 内は前年度

図表 2 2 <年次有給休暇の平均取得日数（従業員 1 人当たり）（規模別）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	5日未満	5～10日 未満	10～15日 未満	15～20日 未満	20日以上
全 国	14,585 100.0	5,054 34.7	5,399 37.0	3,064 21.0	760 5.2	308 2.1
宮 崎 県 計	368 100.0	128 34.8	114 31.0	93 25.3	24 6.5	9 2.4
1～ 9人	120 100.0	38 31.7	29 24.2	38 31.7	6 5.0	9 7.5
10～ 29人	156 100.0	54 34.6	49 31.4	37 23.7	16 10.3	- -
30～ 99人	73 100.0	26 35.6	30 41.1	15 20.5	2 2.7	- -
100～300人	19 100.0	10 52.6	6 31.6	3 15.8	- -	- -

6 有期契約労働者に関する事項

(1) 有期契約労働者の雇用の有無

有期契約労働者の雇用（県計）については、「雇用している」が19.8%、「雇用していない」が80.2%となっている。

業種別にみても同様である。

規模別では、規模が大きいほど有期契約労働者を雇用する傾向がみられる。

図表23 <有期契約労働者の雇用の有無（規模別・業種別）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	雇用している	雇用していない
全 国	17,939 100.0	5,662 31.6	12,277 68.4
宮 崎 県 計	545 100.0	108 19.8	437 80.2
1～ 9人	245 100.0	18 7.3	227 92.7
10～ 29人	194 100.0	43 22.2	151 77.8
30～ 99人	86 100.0	36 41.9	50 58.1
100～300人	20 100.0	11 55.0	9 45.0
製 造 業 計	168 100.0	40 23.8	128 76.2
非 製 造 業 計	377 100.0	68 18.0	309 82.0

有期契約労働者の一番多い雇用形態（県計）は、「委託職員（定年後の再雇用）」が35.2%と最も多く、次いで「契約社員」が25.9%、「パートタイマー」が18.5%、「アルバイト」が17.6%となっている。

業種別にみてもほぼ同じ傾向であるが、製造業では「パートタイマー」が15.0%、「アルバイト」が27.5%とアルバイトが多くなっている。

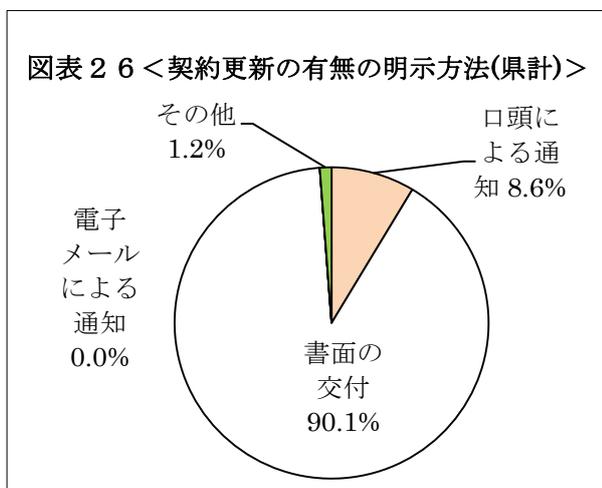
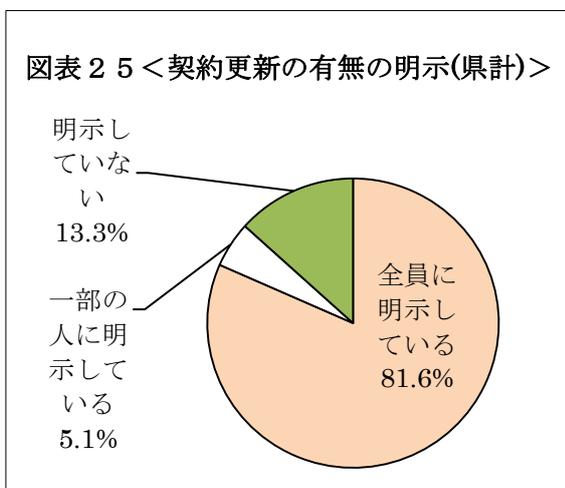
規模別にみると、従業員が「1～9人」の規模の小さい事業所は「アルバイト」が多く、規模が大きくなるほど少なくなる傾向にある。

図表 2 4 <有期契約労働者の一番多い雇用形態（規模別・業種別）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	契約社員	委託社員 (定年後の再雇用)	パートタイマー	アルバイト	その他
全 国	5,635 100.0	1,156 20.5	2,301 40.8	1,483 26.3	461 8.2	234 4.2
宮 崎 県 計	108 100.0	28 25.9	38 35.2	20 18.5	19 17.6	3 2.8
1～ 9人	18 100.0	1 5.6	3 16.7	3 16.7	10 55.6	1 5.6
10～ 29人	43 100.0	14 32.6	14 32.6	8 18.6	7 16.3	-
30～ 99人	36 100.0	9 25.0	17 47.2	6 16.7	2 5.6	2 5.6
100～300人	11 100.0	4 36.4	4 36.4	3 27.3	-	-
製 造 業 計	40 100.0	9 22.5	12 30.0	6 15.0	11 27.5	2 5.0
非 製 造 業 計	68 100.0	19 27.9	26 38.2	14 20.6	8 11.8	1 1.5

契約更新の有無の明示（県計）については、「全員に明示している」が81.6%となっており、明示方法（県計）については、「書面の交付」が90.1%となっている。



契約更新の実施方法（県計）については、「更新の都度、詳しく説明を行ったうえで署名を求めている」が55.3%と約半分をしめている。

業種別にみても同様である。

規模別では、従業員が30人以上いる事業所は60%以上となっており、規模が大きいほど契約更新の実施が適切に行われている傾向がみられる。

図表 2 7

< 契約更新の実施方法 (複数回答) >

(上段：事業所数、下段：%)

	事業所数	に書面は交付せず	ない書面は交付した形式	行が名更 つ詳を新 てし求の いな説め い明て はる署	もたし更 とく説の めえ明都 てで署を いる名行 るをつ詳	その他
全 国	5,514 100.0	843 15.3	759 13.8	789 14.3	3,000 54.4	232 4.2
宮 崎 県 計	103 100.0	23 22.3	12 11.7	12 11.7	57 55.3	1 1.0
1～ 9人	15 100.0	6 40.0	- -	4 26.7	5 33.3	- -
10～ 29人	41 100.0	11 26.8	8 19.5	4 9.8	19 46.3	1 2.4
30～ 99人	36 100.0	6 16.7	4 11.1	2 5.6	24 66.7	1 3.2
100～300人	11 100.0	- -	- -	2 18.2	9 81.8	- -
製 造 業 計	37 100.0	6 16.2	6 16.2	6 16.2	19 51.4	- -
非 製 造 業 計	66 100.0	17 25.8	6 9.1	6 9.1	38 57.6	1 1.5

契約更新回数の上限回数 (県計) については、「定めていない」が71.3%と最も多く、次いで「4～5回」が14.9%となっている。

業種別、規模別にみても同様である。

図表 2 8

< 契約更新回数の上限回数 (規模別・業種別) >

(上段：事業所数、下段：%)

	事業所数	更新しない	1 ～ 3 回	4 ～ 5 回	6 ～ 1 0 回	1 ～ 1 回 以上	定めていない
全 国	5,457 100.0	118 2.2	419 7.7	778 14.3	90 1.6	21 0.4	4,031 73.9
宮 崎 県 計	101 100.0	2 2.0	10 9.9	15 14.9	2 2.0	- -	72 71.3
1～ 9人	17 100.0	1 5.9	1 5.9	2 11.8	- -	- -	13 76.5
10～ 29人	39 100.0	1 2.6	5 12.8	3 7.7	1 2.6	- -	29 74.4
30～ 99人	34 100.0	- -	3 8.8	9 26.5	- -	- -	22 64.7
100～300人	11 100.0	- -	1 9.1	1 9.1	1 9.1	- -	8 72.7
製 造 業 計	36 100.0	1 2.8	4 11.1	6 16.7	- -	- -	25 69.4
非 製 造 業 計	65 100.0	1 1.5	6 9.2	9 13.8	2 3.1	- -	47 72.3

契約勤続年数の上限年数（県計）については、「定めていない」が69.1%と最も多く、次いで「1年以内」が13.4%、「3年超5年以内」が10.3%となっている。

業種別、規模別にみても上位項目に変化はなく、同様の傾向である。

図表 2 9 <契約勤続年数の上限年数（規模別・業種別）>

（上段：事業所数、下段：％）

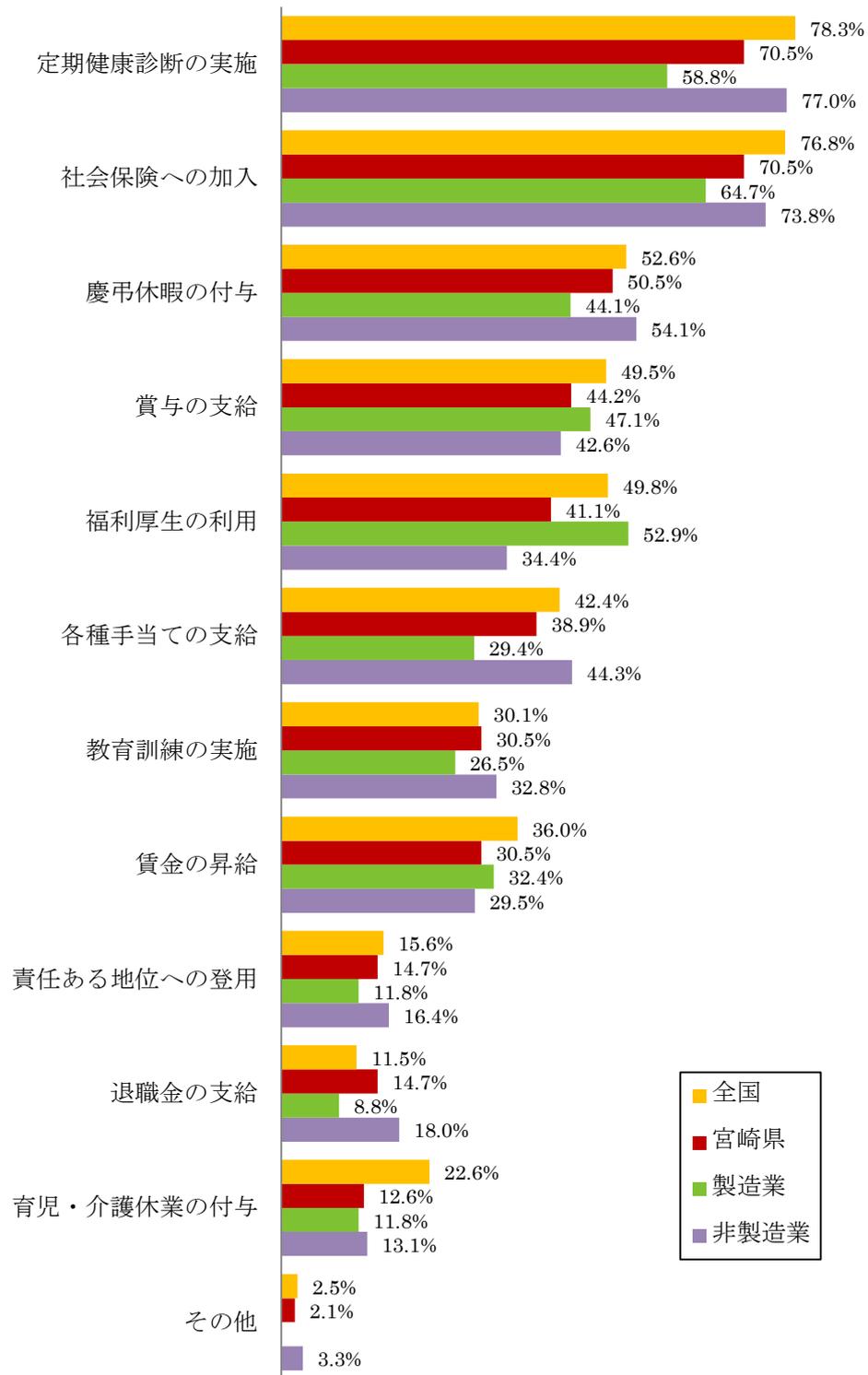
	事業所数	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超	定めていない
全 国	5,228 100.0	436 8.3	233 4.5	675 12.9	110 2.1	38 0.7	3,736 71.5
宮 崎 県 計	97 100.0	13 13.4	6 6.2	10 10.3	1 1.0	- -	67 69.1
1～9人	17 100.0	1 5.9	1 5.9	2 11.8	- -	- -	13 76.5
10～29人	39 100.0	8 20.5	3 7.7	2 5.1	1 2.6	- -	25 64.1
30～99人	30 100.0	3 10.0	1 3.3	4 13.3	- -	- -	22 73.3
100～300人	11 100.0	1 9.1	1 9.1	2 18.2	- -	- -	7 63.6
製 造 業 計	33 100.0	6 18.2	- -	3 9.1	- -	- -	24 72.7
非 製 造 業 計	64 100.0	7 10.9	6 9.4	7 10.9	1 1.6	- -	43 67.2

処遇の実施状況（県計）については、全国とほぼ同様の傾向を示し「定期健康診断の実施」と「社会保険への加入」が70.5%、次いで「慶弔休暇の付与」50.5%、「賞与の支給」44.2%となっている。

業種別にみても上位項目に変化はなく、同様の傾向である。

図表 3 0

<有期契約労働者の処遇の実施状況（業種別・複数回答）>



(2) 過去3年間の有期契約労働者から正社員への転換状況

過去3年間の有期契約労働者から正社員への転換状況（県計）については、「有期契約労働者を雇用したことはない」が74.0%、「転換したことはない」が16.2%、「転換したことがある」が9.8%となっており、有期契約労働者から正社員への転換は厳しい状況となっている。

業種別にみても同様である。

規模別では、従業員が100人以上いる事業所は50%以上となっており、規模が大きいほど有期契約労働者から正社員への転換を積極的に取り組む傾向がみられる。

図表31 <過去3年間の有期契約労働者から正社員への転換状況（規模別・業種別）>

（上段：事業所数、下段：%）

	事業所数	と転が換あしたこ	と転は換なしいたこ	なし働有いた者期こを契約は用労
全 国	16,031 100.0	2,220 13.8	4,500 28.1	9,311 58.1
宮 崎 県 計	543 100.0	53 9.8	88 16.2	402 74.0
1～9人	244 100.0	6 2.5	22 9.0	216 88.5
10～29人	194 100.0	18 9.3	39 20.1	137 70.6
30～99人	86 100.0	19 22.1	24 27.9	43 50.0
100～300人	19 100.0	10 52.6	3 15.8	6 31.6
製 造 業 計	166 100.0	21 12.7	21 12.7	124 74.7
非 製 造 業 計	377 100.0	32 8.5	67 17.8	278 73.7

有期契約労働者から正社員へ転換する際の基準（複数回答、県計）については、「労働者の勤務成績・勤務態度」が81.1%と最も多く、次いで「労働者の能力」が64.2%、「業務上の必要性」が35.8%となっている。

業種別、規模別にみても上位項目に変化はなく、同様の傾向である。

図表 3 2 <有期契約労働者から正社員へ転換する際の基準（複数回答）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	労働者の勤務態度	労働者の能力	労働者の希望	契約更新回数・年数	業務上の必要性	その他
全 国	2,209 100.0	1,834 83.0	1,648 74.6	1,076 48.7	130 5.9	992 44.9	31 1.4
宮 崎 県 計	53 100.0	43 81.1	34 64.2	13 24.5	2 3.8	19 35.8	- -
1～ 9人	6 100.0	4 66.7	3 50.0	- -	1 16.7	4 66.7	- -
10～ 29人	18 100.0	12 66.7	7 38.9	5 27.8	- -	7 38.9	- -
30～ 99人	19 100.0	18 94.7	16 84.2	5 26.3	- -	6 31.6	- -
100～300人	10 100.0	9 90.0	8 80.0	3 30.0	1 10.0	2 20.0	- -
製 造 業 計	21 100.0	17 81.0	7 33.3	4 19.0	- -	8 38.1	- -
非 製 造 業 計	32 100.0	26 81.3	27 84.4	9 28.1	2 6.3	11 34.4	- -

有期契約労働者から正社員へ転換を行わなかった理由（複数回答、県計）については、「正社員転換制度がない」が30.2％と最も多く、次いで「人件費が増大する」が22.2％、「正社員としてのポストが少ない」が20.6％となっている。

業種別、規模別にみても上位項目に変化はなく、同様の傾向である。

図表 3 3 <有期契約労働者から正社員へ転換を行わなかった理由（複数回答）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	正社員に転換するに十分な能力	正社員に転換するに十分な能力	正社員に転換するに十分な能力	正社員に転換するに十分な能力	人件費が増大	正社員に転換するに十分な能力	正社員に転換するに十分な能力	その他
全 国	3,670 100.0	395 10.8	401 10.9	487 13.3	773 21.1	572 15.6	973 26.5	1,204 32.8	
宮 崎 県 計	63 100.0	8 12.7	9 14.3	13 20.6	14 22.2	10 15.9	19 30.2	12 19.0	
1～ 9人	13 100.0	1 7.7	2 15.4	2 15.4	5 38.5	3 23.1	3 23.1	1 7.7	
10～ 29人	25 100.0	3 12.0	2 8.0	6 24.0	5 20.0	2 8.0	9 36.0	6 24.0	
30～ 99人	22 100.0	3 13.6	5 22.7	4 18.2	4 18.2	4 18.2	6 27.3	5 22.7	
100～300人	3 100.0	1 33.3	- -	1 33.3	- -	1 33.3	1 33.3	- -	
製 造 業 計	16 100.0	2 12.5	3 18.8	4 25.0	4 25.0	2 12.5	4 25.0	5 31.3	
非 製 造 業 計	47 100.0	6 12.8	6 12.8	9 19.1	10 21.3	8 17.0	15 31.9	7 14.9	

(3) 過去3年間の雇止めの実施状況

過去3年間の有期契約労働者の雇止めの実施状況（県計）については、「有期契約労働者を雇用したことはない」が73.4%、「雇止めをしたことはない」が18.2%、「雇止めをしたことがある」が8.4%となっている。

業種別にみても同様である。

規模別では、従業員が100人以上いる事業所の「雇止めをしたことがある」が約35%と大きくなっている。

図表34 <過去3年間の雇止めの実施状況（規模別・業種別）>

（上段：事業所数、下段：%）

	事業所数	雇止めをした事業所数	雇止めをしない事業所数	有期契約労働者を雇止めた割合
全 国	15,588	2,310	4,504	8,774
	100.0	14.8	28.9	56.3
宮 崎 県 計	545	46	99	400
	100.0	8.4	18.2	73.4
1～9人	245	6	23	216
	100.0	2.4	9.4	88.2
10～29人	194	19	39	109
	100.0	9.8	20.1	71.7
30～99人	86	14	29	43
	100.0	16.3	33.7	50.0
100～300人	20	7	8	5
	100.0	35.0	40.0	25.0
製 造 業 計	168	18	27	123
	100.0	10.7	16.1	73.2
非 製 造 業 計	377	28	72	277
	100.0	7.4	19.1	73.5

雇止めを行った理由（県計）については、「業務量の減少」が52.2%と最も多く、次いで「従事する業務の終了・中止のため」が34.8%、「経営状況の悪化」「労働者の勤務態度の不良」が17.4%となっている。

業種別、規模別にみても上位項目に変化はなく、同様の傾向である。

図表 3 5

<雇止めを行った理由（3項目以内複数回答）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	業務量の減少	経営状況の悪化	労働者の不良の勤務態	労働者による勤続不	労働者の能力不	終了・中止業務のため	更新しない契約	その他
全 国	2,299 100.0	975 42.4	517 22.5	454 19.7	279 12.1	504 21.9	454 19.7	475 20.7	216 9.4
宮 崎 県 計	46 100.0	24 52.2	8 17.4	8 17.4	4 8.7	7 15.2	16 34.8	5 10.9	4 8.7
1～ 9人	6 100.0	2 33.3	1 16.7	2 33.3	－ －	－ －	3 50.0	1 16.7	1 16.7
10～ 29人	19 100.0	10 52.6	3 15.8	2 10.5	1 5.3	3 15.8	7 36.8	2 10.5	2 10.5
30～ 99人	14 100.0	8 57.1	3 21.4	2 14.3	2 14.3	3 21.4	4 28.6	2 14.3	1 7.1
100～300人	7 100.0	4 57.1	1 14.3	2 28.6	1 14.3	1 14.3	2 28.6	－ －	－ －
製 造 業 計	18 100.0	9 50.0	4 22.2	3 16.7	2 11.1	2 11.1	4 22.2	2 11.1	4 22.2
非製造業計	28 100.0	15 53.6	4 14.3	5 17.9	2 7.1	5 17.9	12 42.9	3 10.7	－ －

7 新規学卒者の採用に関する事項

(1) 新規学卒者の採用の有無

新規学卒者の採用（県計）については、「新規学卒者は採用していない」が73.7％と最も多く、次いで「必要に応じて不定期に採用している」が21.0％で、新規学卒者の採用は厳しいものとなっている。

業種別にみても同じ傾向にある。

規模別では、従業員が100人以上いる事業所の約50％が毎年採用を行っており、規模が大きいほど積極的に新規学卒者の採用に取り組む傾向がみられる。

図表 3 6 <新規学卒者の採用の有無（規模別・業種別）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所	毎年採用している	数年間隔で採用している	必要に応じて不定期に採用している	新規学卒者は採用していない
全 国	17,957 100.0	1,397 7.8	608 3.4	5,719 31.8	10,233 57.0
宮 崎 県 計	543 100.0	14 2.6	15 2.8	114 21.0	400 73.7
1～ 9人	244 100.0	- -	- -	28 11.5	216 88.5
10～ 29人	194 100.0	- -	7 3.6	47 24.2	140 72.2
30～ 99人	85 100.0	5 5.9	7 8.2	33 38.8	40 47.1
100～300人	20 100.0	9 45.0	1 5.0	6 30.0	4 20.0
製 造 業 計	168 100.0	4 2.4	7 4.2	43 25.6	114 67.9
非 製 造 業 計	375 100.0	10 2.7	8 2.1	71 18.9	286 76.3

新規学卒者採用に当たっての効率的な募集方法（県計）については、「学校への求人・学校からの推薦」が69.2％と最も多く、次いで「ハローワークへの申込み」が60.2％、「親族・知人の紹介」が18.8％の順となっている。

規模別にみても上位は同じであるが、規模の小さい事業所ほど「親族・知人の紹介」の割合が増える傾向にある。

業種別にみても同様の傾向となっている。

図表 3 7 <新規学卒者採用に当たっての効率的な募集方法（3項目以内複数回答）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	学校への求人・学校からの推薦	ハローワークへの申込み	民間職業紹介所への申込み	求人情報誌・新聞・チラシ等への掲載	自社ホームページへの掲載	求人情報サイトへの登録・掲載	親族・知人の紹介	合同会社説明会等への参加	その他
全 国	7,370 100.0	4,630 62.8	3,848 52.2	183 2.5	331 4.5	757 10.3	713 9.7	1,030 14.0	1,070 14.5	71 1.0
宮 崎 県 計	133 100.0	92 69.2	80 60.2	1 0.8	3 2.3	5 3.8	- -	25 18.8	11 8.3	1 0.8
1～ 9人	25 100.0	10 40.0	13 52.0	1 4.0	1 4.0	1 4.0	- -	11 44.0	1 4.0	- -
10～ 29人	50 100.0	37 74.0	27 54.0	- -	1 2.0	3 6.0	- -	7 14.0	4 8.0	1 2.0
30～ 99人	42 100.0	31 73.8	31 73.8	- -	1 2.4	1 2.4	- -	6 14.3	2 4.8	- -
100～300人	16 100.0	14 87.5	9 56.3	- -	- -	- -	- -	1 6.3	4 25.0	- -
製 造 業 計	50 100.0	32 64.0	32 64.0	1 2.0	2 4.0	3 6.0	- -	8 16.0	2 4.0	- -
非製造業計	83 100.0	60 72.3	48 57.8	- -	1 1.2	2 2.4	- -	17 20.5	9 10.8	1 1.2

新規学卒者採用に当たって重視する能力・資質（県計）は、「熱意・意欲」が66.7％と最も多く、次いで「協調性・コミュニケーション力」が46.2％、「一般常識・教養」が39.4％の順となっている。

規模別・業種別にみても上位はほぼ同じような傾向になっている。

図表 38 <新規学卒者採用に当たって重視する能力・資質（3項目以内複数回答）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	専門的知識・技能	一般常識・教養	行動力・実行力	表現力・提案力	理解力・判断力	創造性・企画力	協調性・コミュニケーション力	熱意・意欲	その他
全 国	7,332 100.0	1,618 22.1	2,995 40.8	2,806 38.3	347 4.7	1,887 25.7	326 4.4	3,933 53.6	4,862 66.3	104 1.4
宮 崎 県 計	132 100.0	41 31.1	52 39.4	40 30.3	7 5.3	40 30.3	3 2.3	61 46.2	88 66.7	1 0.8
1～ 9人	26 100.0	11 42.3	12 46.2	7 26.9	1 3.8	8 30.8	1 3.8	9 34.6	16 61.5	－ －
10～ 29人	50 100.0	11 22.0	23 46.0	16 32.0	3 6.0	16 32.0	－ －	19 38.0	34 68.0	1 2.0
30～ 99人	40 100.0	13 32.5	11 27.5	14 35.0	2 5.0	11 27.5	1 2.5	23 57.5	31 77.5	－ －
100～300人	16 100.0	6 37.5	6 37.5	3 18.8	1 6.3	5 31.3	1 6.3	10 62.5	7 43.8	－ －
製 造 業 計	50 100.0	11 22.0	25 50.0	14 28.0	4 8.0	16 32.0	－ －	21 42.0	34 68.0	－ －
非製造業計	82 100.0	30 36.6	27 32.9	26 31.7	3 3.7	24 29.3	3 3.7	40 48.8	54 65.9	1 1.2

（2）卒業後3年以内の学卒者を新規学卒者に含めているか

新規学卒者の採用に当たって、卒業後3年以内の学卒者を新規学卒者に含めているか（県計）については、「新規学卒者の採用はしていない」が76.5％と最も多く、「新規学卒者には含めていない」が16.1％、「新規学卒者に含めている」が7.3％となっている。

業種別にみても同じ傾向にある。

規模別では、規模が大きくなるほど、卒業後3年以内の学卒者を新規学卒者に含める採用に取り組む傾向がみられる。

図表 3 9 <卒業後 3 年以内の学卒者を新規学卒者に含めているか（規模別・業種別）>

（上段：事業所数、下段：％）

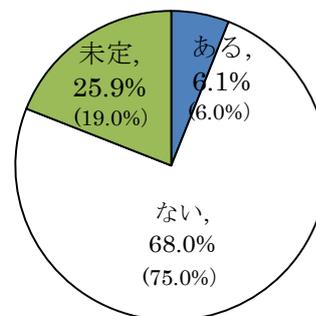
	事業所	新規学卒者に含めている	新規学卒者には含めていない	新規学卒者の採用はしていない
全 国	13,466 100.0	2,486 18.5	4,335 32.2	6,645 49.3
宮 崎 県 計	533 100.0	39 7.3	86 16.1	408 76.5
1～ 9人	242 100.0	7 2.9	15 6.2	220 90.9
10～ 29人	188 100.0	15 8.0	31 16.5	142 75.5
30～ 99人	83 100.0	14 16.9	28 33.7	41 49.4
100～300人	20 100.0	3 15.0	12 60.0	5 25.0
製 造 業 計	162 100.0	11 6.8	33 20.4	118 72.8
非 製 造 業 計	371 100.0	28 7.5	53 14.3	290 78.2

（3）平成 2 4 年 3 月の新規学卒者の採用計画

平成 2 4 年度に新規学卒者の採用計画が「ある」事業所は全体の 6. 1 %（昨年 6. 0 %）で、「ない」事業所は 6 8. 0 %（昨年 7 5. 0 %）、「未定」の事業所は 2 5. 9 %（昨年 1 9. 0 %）となっており、採用計画がある事業所は昨年と同程度であるが、依然厳しい状況にあることが窺える。

また、採用計画人数については、回答のあった事業所で合計 6 4 人（昨年 8 2 人）となっている。

図表 4 0



（ ） 内は前年度

図表 4 1 <新規学卒者の採用計画（規模別・業種別）>

(単位：人)

	採用計画人数（人）			
	高校卒	専門学校卒	短大(高専)卒	大学卒
全 国	3,118	774	362	2,826
宮 崎 県 計	40	10	2	12
1人～ 9人	1	4	-	-
10人～ 29人	8	5	1	3
30人～ 99人	12	1	1	2
100人～300人	19	-	-	7
製 造 業	9	3	1	2
非製造業	31	7	1	10

(4) 県内の新規学卒者の初任給

① 高校卒

高校卒業者の平均初任給の額は、単純平均で事務系133,855円、技術系140,284円で、技術系の方が高くなっている。

昨年度より事務系4,805円、技術系2,641円引き下げられている。

業種別では、製造業は技術系の方が高いが、非製造業は殆ど差がない。

② 専門学校卒

専門学校卒業者の平均初任給の額は、単純平均で技術系151,054円、昨年度より3,340円引き上げられている。

業種別では、技術系が非製造業の方が高い。

③ 短大(含高専)卒

短大(含高専)卒業者の平均初任給の額は、単純平均で技術系157,667円となっている。昨年度より2,333円引き下げられている。

業種別では、技術系が非製造業の方が高い。

④ 大学卒

大学卒業者の平均初任給の額は、単純平均で事務系154,000円、技術系167,000円で、技術系の方が高くなっている。

業種別では、非製造業は技術系の方が高い。

図表 4 2 <新規学卒者の初任給（単純平均）>

（単位：円）

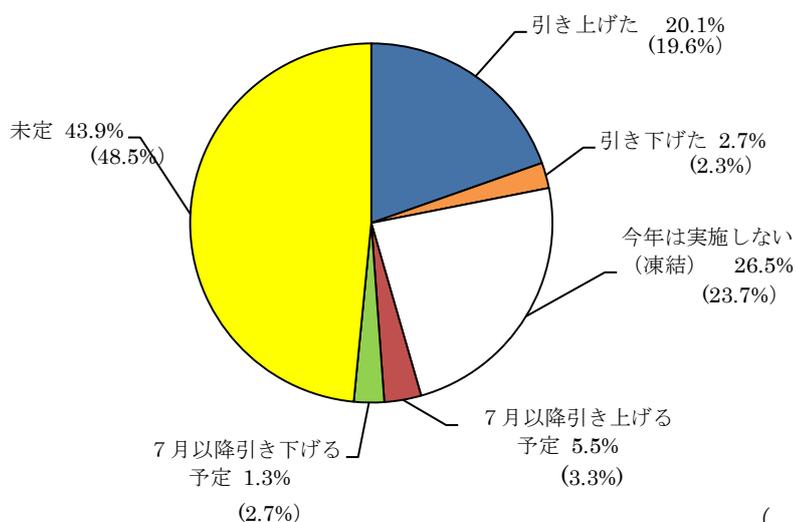
区 分		平成 2 3 年度			平成 2 2 年度		
		単純平均	製造業	非製造業	単純平均	製造業	非製造業
高校卒	事務系	133,855	126,742	136,700	138,660	138,320	139,000
	技術系	140,284	142,379	138,806	142,925	143,750	142,400
専門学校卒	事務系	-	-	-	155,000	-	155,000
	技術系	151,054	145,000	152,155	147,714	140,000	149,000
短大(含高専)卒	事務系	-	-	-	-	-	-
	技術系	157,667	150,000	161,500	160,000	-	160,000
大学卒	事務系	154,000	-	154,000	150,000	150,000	150,000
	技術系	167,000	195,000	162,333	174,798	173,333	175,896

8 賃金改定に関する事項

(1) 賃金改定の実施状況

平成 2 3 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間に実施した定期昇給、ベースアップの賃金改定の状況は、「引き上げた」が 20.1%（昨年 19.6%）、「今年は実施しない（凍結）」が 26.5%（前年 23.7%）、「未定」が 43.9%（昨年 48.5%）となっている。

図表 4 3 <賃金改定実施状況>（平成 2 3 年 1 月～6 月末）



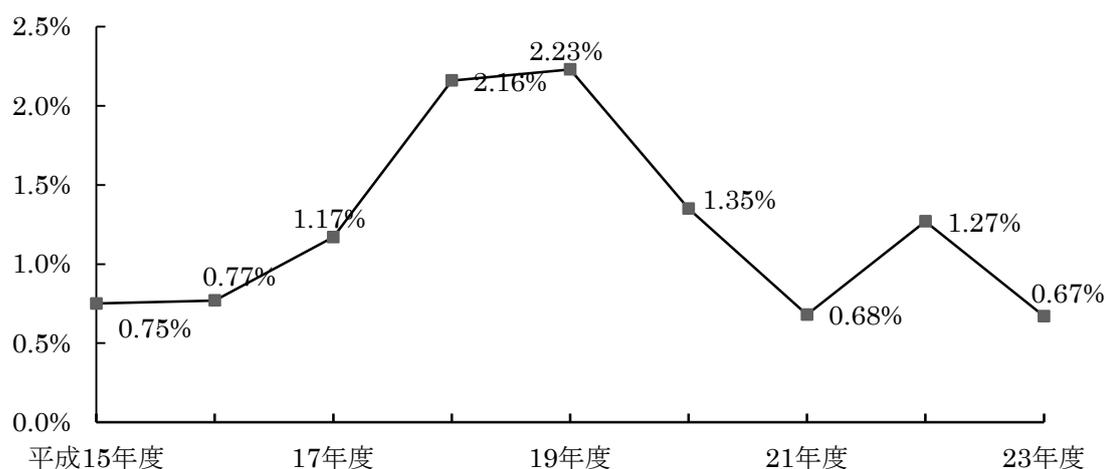
（ ）内は前年度

(2) 平均昇給額・昇給率

回答のあった164事業所の平均昇給額は、賃上げ額では単純平均で1,490円（昨年2,752円）、昇給率0.67%（昨年1.27%）となっている。

業種別では「製造業」が2,512円の昇給率1.17%（昨年3,235円の1.54%）、「非製造業」が988円の昇給率0.44%（昨年2,461円の1.11%）と昨年より低い昇給率となっている。

図表44 <年度別の平均昇給額・昇給率>



	平均昇給額 (円)	平均昇給率 (%)
全 国	2,128	0.87
平成15年度	1,705	0.75
平成16年度	1,722	0.77
平成17年度	3,074	1.17
平成18年度	4,826	2.16
平成19年度	4,977	2.23
平成20年度	2,983	1.35
平成21年度	1,545	0.68
平成22年度	2,752	1.27
平成23年度	1,490	0.67
1～9人	560	0.25
10～29人	814	0.37
30～99人	3,553	1.63
100～300人	1,810	0.73
製造業	2,512	1.17
非製造業	988	0.44